



## 《会計・税務の知識》 非居住者への相続・贈与について(国外転出時課税)

### はじめに

平成 27 年度の税制改正で、国外転出時課税制度が導入されました。この制度は、有価証券等（国外転出時課税対象）を保有する個人が海外移住を行うケースだけでなく、非居住者に有価証券等を「相続」させた場合、亡くなる前に非居住者に「贈与」した場合も国外転出時課税の対象となります。

では、相続・贈与のケースの場合それぞれ国外転出時課税の所得税に加えて相続税や贈与税がどのように課税されるのでしょうか。以下解説いたします。

#### (1) 国外転出時課税とは

この制度は、次の①から③までに掲げる時において、一定の居住者が 1 億円以上の有価証券や未決済の信用取引などの対象資産を所有等している場合に、対象資産の譲渡等があったものとみなし、対象資産の含み益に対して所得税を課税する制度です。

- ① 対象者が国外転出をする時（所得税法 60 条の 2）
  - ② 対象者が亡くなり、相続又は遺贈により国外に居住する相続人又は受遺者が対象資産の一部又は全部を取得する時（同法 60 条の 3）
  - ③ 対象者が国外に居住する親族等（非居住者）へ対象資産の一部又は全部を贈与する時（同法 60 条の 3）
- 非居住者への相続のケースは上記②に、贈与のケースは③に該当します。この場合対象資産の含み益に対して譲渡所得が認識され、所得税が課税されることとなります。そして、この場合の相続税、贈与税は以下のように取り扱われることとなります。

#### (2) 国外転出（相続）時課税

相続のケースの場合、死亡時まで発生した所得について準確定申告を行い、所得税を納税することとなります。この準確定申告で国外転出時課税の対象となる資産の含み益も含めて所得を申告することとなりますが、この準確定申告で支払った所得税は、相続税の計算において債務控除の対象となり、課税負担がその分軽減されることとなります。

なお、国外転出時課税に納税猶予制度を適用した場合には、債務控除の対象とはならないため、留意が必要です（相法 14③）。

#### (3) 国外転出（贈与）時課税

贈与税については、相続税のように債務控除というものがありません。よって資産移転（贈与）について贈与側では国外転出時課税による譲渡所得を認識し、受贈側では贈与税を認識することとなると考えられます。

#### (4) 贈与等の時に課税された資産の取得価額

原則として相続や贈与によって取得した資産は、死亡した人又は贈与した人の取得費を引継ぎます。しかし、国外転出時課税の対象となった資産については、贈与等があった時の有価証券の時価に相当する価格に取得価額を付け替えます。よって国外転出時課税によって実現した含み益については、取得価額のステップアップによって、将来譲渡所得の圧縮につながります。しかし、非居住者が日本で株式の譲渡所得について課税されるケースは限定的であることから、影響を受ける方は多くはないかもしれません。

### おわりに

グローバル化が進む近年において、国際相続が発生するケースも増えてきており、自己のケースが国外転出時課税に該当するケースかどうか、専門家に確認しておくことが重要となります。（担当：高橋）